

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた町内事業者の皆さまへ

固定費(光熱水費)を支援します

令和3年度 第2弾 城里町中小企業等固定費応援給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者における固定費(光熱水費)の負担軽減を図り、事業の継続を支援することを目的として、町内の事業者を対象に給付金を支給します。

対象者 主に次の要件を満たす事業者

- 農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種
- 令和3年4月から9月の間において、次のいずれかに該当する者
 - ア. 1か月の売上高が前年または前々年同期比で50%以上減少している者
 - イ. 連続する2か月の合計売上高が前年または前々年同期比で25%以上減少している者
- 県の実施する「いばらきアマビエちゃん」に事業者登録している者等

給付額 4月から9月に町内の事業所等で使用した光熱水費の2/3(最大200万円)

※光熱水費とは上下水道、電気、ガスの使用料金を指します。

※居宅と事業所が兼用の場合は、光熱水費の総額の1/2を事業用とします。

申請方法 所定の様式に次の書類を添付して提出してください。

- ・町内に事業所があることがわかる書類(税の申告書類等)
- ・売上が減少した月(期間)の売上金額がわかる書類(売上台帳、帳簿等)
- ・比較する前年または前々年同期(期間)の売上金額がわかる書類(売上台帳、帳簿等)
- ・光熱水費を支払ったことがわかる書類(領収書等)
- ・町税の未納がないことがわかる書類(完納証明書等)
- ・「いばらきアマビエちゃん」感染防止対策宣誓書の写し

※交付申請書等は、まちづくり戦略課、桂支所、七会町民センターの窓口または町ホームページから入手できます。

申請期限 令和4年1月31日(月)

申請先・問合せ まちづくり戦略課 ☎029-353-7040(直通)

詳しくはこちら▶



【飲食店向け】営業時間短縮要請に係る協力金について

令和3年8月から9月までの県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店事業者(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)に協力金が支給されます。

※テイクアウト・デリバリー・小売業(コンビニエンスストアなど)のイートインは対象外です。

申請期限 令和3年11月30日(火)

問合せ 茨城県営業時間短縮要請協力金問合せ窓口

☎029-301-5393(平日、午前9時～午後5時)

詳しくはこちら▶



【大規模集客施設等向け】営業時間短縮要請に係る協力金について

令和3年8月から9月までの県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた大規模集客施設運営事業者・テナント事業者・映画館運営事業者・非飲食業カラオケ事業者に協力金が支給されます。

申請期限 令和3年11月30日(火)

問合せ 茨城県大規模集客施設等協力金問合せ窓口

☎029-301-3489(平日、午前9時～午後5時)

詳しくはこちら▶



月次支援金について

緊急事態措置またはまん延防止等重点措置にともなう、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、対象月間売上が前年または前々年と比較し、50%以上減少した中小法人・個人事業者を対象に、国の月次支援金が支給されます。9月分の申請期限は、令和3年11月30日(火)です。

※県の営業時間短縮要請に係る協力金の支給対象事業者は対象外です。

問合せ 経済産業省月次支援金事務局相談窓口

☎0120-211-240(土日・祝日含む、午前8時30分～午後7時)

詳しくはこちら▶

